

豊見城市を参考にしています

[トップページ](#) > [産業・事業者](#) > [農水・商工業](#) > [農業・水産](#) > 平成31年度新規就農一貫支援事業について

平成31年度新規就農一貫支援事業について

読み上げる

本市では、新規就農者や農業の担い手の育成・確保のために平成31年度新規就農一貫支援事業を行う予定です。

1 内容

新規就農者の経営安定に必要な農業機械・施設等に係る費用の一部を助成します。

2 助成対象の機械及び施設等

対象となる事業内容は助成対象者が自ら農業経営に初期投資として必要な農業機械や施設等であること

3 応募要件

- (1) 認定新規就農者であること（青年等就農計画の認定を受けた者であること）
- (2) 就農して5年未満の者
- (3) 年間農業従事日数が150日以上の者
- (4) 年齢が概ね65歳未満で農業経営をしている
- (5) 助成される農業機械・施設等の耐用年数以上、農業経営を行うことができる者
- (6) 農業所得175万円以上を目標とする達成可能な経営改善計画を立てることができる者
- (7) 豊見城市の作成する「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられていない者
- (8) 豊見城市在住者
- (9) 市税等の滞納がないこと

4 補助率

80%以内（助成対象とする機械等の総額は1,000万円を限度とし、予算の範囲内で助成します。）

5 その他

- ・50万円以上の農業機械・施設で耐用年数が概ね5年以上（中古農業用機械の場合は残存法延年数が2年以上）であること。
- ・農業経営以外の用途に安易に使用されるような汎用性の高いものではないこと。

★ 補助対象とならない農業機械・施設等の例

運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、移動可能な簡易パイプハウス等

6 申請期間

7 申請書類等 ※様式はクリックしてダウンロードできます。農林水産課窓口にも設置しています。

[必要書類一覧表](#)

[承認申請書（別紙様式第1号）](#)

[青年等就農計画認定申請書](#)

[履歴書](#)

[農業経営改善計画書（別紙様式第2号関係）](#)

[農地・機械施設一覧表（参考様式）](#)

[同意書](#)

このページは農林水産課が担当しています。

〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

TEL：098-850-5305 FAX：098-856-3968

[問い合わせはこちらから](#)

ページのトップへ 

表示：スマートフォン版

 **トップへ戻る**



Copyright(C) City of Tomigusuku All right reserved.